

資料 3

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会
中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会
合同会合における調査・審議日程案

本合同会合は、平成 19 年 12 月 1 日に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 83 号）附則第 7 条に基づき、「施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ため、専門的な調査・審議を行う観点から設置することとし、下記の日程に従い、検討を進めることとする。

調査・審議結果が取りまとめられた後、小委員会及び専門委員会座長は、それぞれの審議会部会に取りまとめ結果を報告するものとする。

記

平成 25 年 3 月 28 日	食品リサイクルの現状について 調査・審議の進め方について
4 ~ 5 月	ヒアリング（3 ~ 4 回程度実施）
6 月上旬	論点整理（フリートーキング）
6 月中旬	中間取りまとめ（案）に対する意見聴取
夏頃	中間取りまとめ

合同会合においてヒアリング対象とする食品関連事業者等（案）

平成 25 年 4 月以降に行うヒアリングについては、おおむね以下の事業者を対象とする。

1 . 食品関連団体・事業者

- (1) 食品製造業
- (2) 食品卸売業
- (3) 食品小売業
- (4) 外食産業

2 . 再生利用等団体・事業者

3 . 地方自治体

4 . 消費者団体

5 . その他関連事業者等

- (1) 農業者
- (2) バイオガス等推進団体
- (3) 下水道関係団体